

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和7年4月7日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮

1 工事概要

- (1) 工事名 久居（7）9号建物空調機改修工事
- (2) 工事場所 三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地
- (3) 工事内容 本工事は、以下の工事を行うものである。
仕様書のとおり
- (4) 工期 契約締結日～令和8年3月31日(火)まで。
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」のいずれかの格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上、「機械器具設置工事」に係る等級がC等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」を施工した実績を有すること
（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地

方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。) (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計 (以下「評定点合計」という。) が65点未満のものを除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事 (平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。) の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者 (以下「監理技術者等」という。) を当該工事に配置できること。
 - ア 二級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。
 - イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である (原則、着工から完成まで従事している。) 。なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関 (旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。) の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。
 - ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。
- (8) 一般競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について (防整施 (事) 第150号。28. 3. 31) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第337会計隊が発注した「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」のうち、令和3年度以降令和6年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注者 (受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。) 又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に資本関係、人的関係又はそれらと同視しうる関係がないこと (資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (12) 近畿中部防衛局管内 (大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県) に建設業法の許可 (当該工事に対応する建設業種) に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。

- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続に関する事項

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊契約班（担当：小寺）

TEL : 059-255-3133（内線423）

FAX : 059-255-3290

MAIL : ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様書の内容に関する事項

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 業務隊（担当：梅澤）

TEL 059-255-3133（内線369）

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和7年4月7日(月)から同年5月21日(水)まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 交付場所

(1)アの担当部局において交付を行う。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限

令和7年4月24日(木) 午後5時

イ 提出方法

(1)アの担当部局に持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年5月22日(木) 午前12時

イ 提出方法

(1)アの担当部局に持参又は郵送等する。

ウ 工事費内訳明細書の提出方法

入札説明書による。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時

令和7年5月23日(金) 午前10時00分

イ 場 所

第337会計隊 入札室（9号隊舎1階中央西側）

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付。この際、落札者は銀行、契約担当官等が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えるものとする。

ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を受けた場合は請負代金額の10分の3）以上とする。この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

エ 入札金額、入札者の氏名及び押印された陰影が判別し難い入札

※ 押印を省略する場合は押印に代えて、責任者及び担当者氏名及び連絡先を記入

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定技術者の変更を認めない。

(7) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回っている場合は、低入札価格

調査を行うので、協力しなければならない。

- (8) 監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 契約書作成の要否
要。（適用条項は建設工事請負契約書、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。）
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)アに同じ。
- (12) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 詳細は、入札説明書による。

久居（7）9号建物空調機改修工事

陸上自衛隊久居駐屯地業務隊

件名	久居（7）9号建物空調機改修工事	図番	1/8
種別	表紙	縮尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	電気係長
		電気係長	電気係
			施設管理
			担当者

陸上自衛隊仕様書

物品番号	久居 (7) 9号建物空調機改修工事	図面番号	令和7年3月27日 令和7年3月27日 令和7年3月27日
工事名	久居 (7) 9号建物空調機改修工事	承認年月日	令和7年3月27日
作成者	陸上自衛隊久居駐屯地	作成年月日	令和7年3月27日
作成者	久居駐屯地業務隊管理科	変更年月日	
作成者		作成者	久居駐屯地業務隊管理科

1 工事場所：三重県津市久居新町975 陸上自衛隊久居駐屯地
 2 工事期間：契約締結日～令和8年3月31日まで
 3 工事概要

工事種目	工事概要	数量	単位
土木工事	構造物取壊し工 (U字側溝・犬走・冷却塔基礎)	7.37m ³	
	床廻り	17.00m ³	
	埋め戻し	15.50m ³	
	土砂運搬及び処分、コンクリート積込・運搬	6.12m ³	
	犬走復旧 (玉砂利敷き均し)	2.75m ³	
	コンクリート基礎工	3.60m ³	
	コンクリート打設 (犬走りとU字側溝継ぎ目部)	1.05m ³	
	U字側溝新設 (L=600×250 目地付き)	12.00m	
	曇出し・養生・整理清掃後片付け	375.30m ²	
	内部足場	103.30m ²	
建築工事	外部足場 (脚立足場)	136.00m ²	
	柱上変圧器撤去 (カセットアウト等含む)	2台	
	電線・ケーブル撤去	112.00m	
	架空線撤去	3条	
	地中配線管新設 (JIS C 3665)	1式	
	ボリエレレンライニング鋼管新設 (JIS C 8380)	1式	
	ブルボックス新設	3個	
	電線・ケーブル新設 (埋設)	1式	
	電線・ケーブル新設 (屋外)	1式	
	電線・ケーブル新設 (屋内)	1式	
電気設備工事	高圧ケーブル引込み工事	47.00m	
	高圧ケーン閉路新設	1台	
	A種、B種、D種接地工事	1式	
	受変電設備工事	1式	
	屋外型3面体 キュービクル新設 (基礎工事含む)		
	変圧器 (3φ3W150KVA 6000/210-105V)		
	変圧器 (3φ3W150KVA 6000/210V)		
	機械室内新設		
	既設屋内配管撤去 (図番4/9参照)		
	既設屋外配管撤去 (図番4/9参照)		
機械設備工事	既設機械設備撤去 (図番4/9参照)		
	冷温水管新設 (保温、配管付履品共) (図番5/9参照)		
	ドレン配管新設 (図番5/9参照)		
	新設冷温水管 (さび止め塗装)	42.00m	
	空気調和設備工事		
	真空化リチウム回収		
	既設冷凍機より回収		
	キュービクル新設後 (電線含む)		
	産業廃棄物処分		
	その他工事		

4 一般事項
 (1) 本仕様書は本仕様書、図面及び公共建築工事標準仕様書 (建築・電気・機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書 (建築・電気・機械設備工事編)、その他関係法令やメーカー仕様並びに監督官の指示に基づき実施すること。
 (2) 図面または仕様書に不明な事項や疑義が生じた場合は監督官と協議し、仕様書に記載なき事項でも技術上必要なものは受注者の責任において良心的に実施すること。
 (3) 受注者は作業実施に先立ち、監督官と協議のうえ作業工程表を作成、監督官に提出することとし、了解を得たのちに作業を実施すること。
 (4) 受注者は作業の主要な段階 (着手前・作業中・見え隠れ部分・完成後・使用材料) 及び監督官の指示にまともな箇所において写真撮影を実施すること。また、写真は工事完了後速やかに整理し、A4版アルバムにまとめて提出すること。
 (5) 工事は受注者の責任作業とし、工事に際し破損した部分については監督官に報告のうえ、指示に従い速やかに復旧すること。

(6) 自衛隊施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、使用する場合はメーター一等を設置し部隊側算定に基づき有償とする。
 (7) 現場の納まりや取付位置等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を逐次変更する場合は、監督官の指示を受け行なうこと。また、これにより数量を多少増減する等の軽微な変更が生じた場合における請負金額の変更及び工期の延長はしないものとする。
 (8) 本工事で発生した金属類で売却可能なものについては、種類ごとに整理し、重量を測定し発生材調書とともに官側に引き継ぐものとする。その際、官側の指定する場所 (駐屯地内) へ運搬すること。
 (9) 工事に際し設置または既設部分への補強及び養生等が必要と考えられる箇所については適切に処置を施すこと。
 (10) 本工事は作業期間中の土日祝日を作業不能日として見込んでいる。ただし事前に監督官と協議した日についてはこの限りではない。
 (11) 本工事は作業開始は午前8時15分から午後5時までとする。ただしやむを得ない理由により作業が必要なる場合は監督官と協議のうえ実施すること。
 (12) 作業中の安全管理には十分留意し必要に応じて保安灯等の危険防止のため措置を講ずるものとする。
 (13) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うこと。

5 特記事項

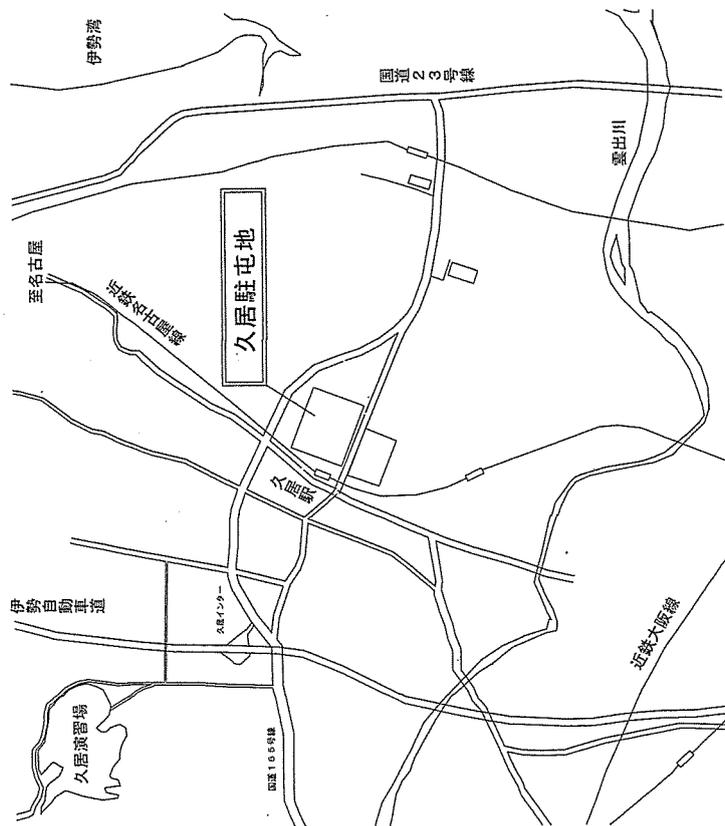
- 本工事で使用する材料は共通仕様書によるほか、図面及び以下のとおりとする。ただし、事前に監督官に承認を得たものについては同等品以上のものを使用することができること。その他記載なき事項については、標準仕様書及びJIS規格並びに各種協会規格に準ずること。
 ア 空冷ヒートポンプ式空調機 (インバーター制御、ポンプ搭載式) : RH6P1500AVP 同等品以上
 冷却能力 : 300.0Kw
 消費電力 (冷却時) : 42.7Kw×2
 加熱能力 : 304.0Kw
 消費電力 (加熱時) : 50.1Kw×2
 三相 200V
- 契約完了後、施工実施前に現地確認を実施し、現状及び施工要領について監督官と調整を実施すること。
- 新設する冷温水管については、保温工事を実施すること。使用する保温種別については、屋外配管については、E3-(イ)・(ロ)・(ハ)・(ニ)のいずれかを使用、屋内配管については、B-(イ)・(ロ)・(ハ)のいずれかを使用し保温を実施すること。
 (イ) 停電作業を実施する際は、停電計画書を作成すること。
 (ロ) 作業日については、土曜日を基準とし計画すること。
 (ハ) キュービクル新設後、接地抵抗試験及び絶縁抵抗試験を行い、監督官へ異常の有無を報告すること。
 (ニ) キュービクル新設後、過電流継電器試験及び絶縁耐圧試験を実施し、試験結果報告書を監督官へ提出すること。
- 新設空調機据付後、通電及び試運転を実施し異常の有無を監督官へ報告すること。
 (イ) 回収した臭化リチウムについては、破壊を実施し、破壊証明を監督官へ提出すること。

6 提出書類

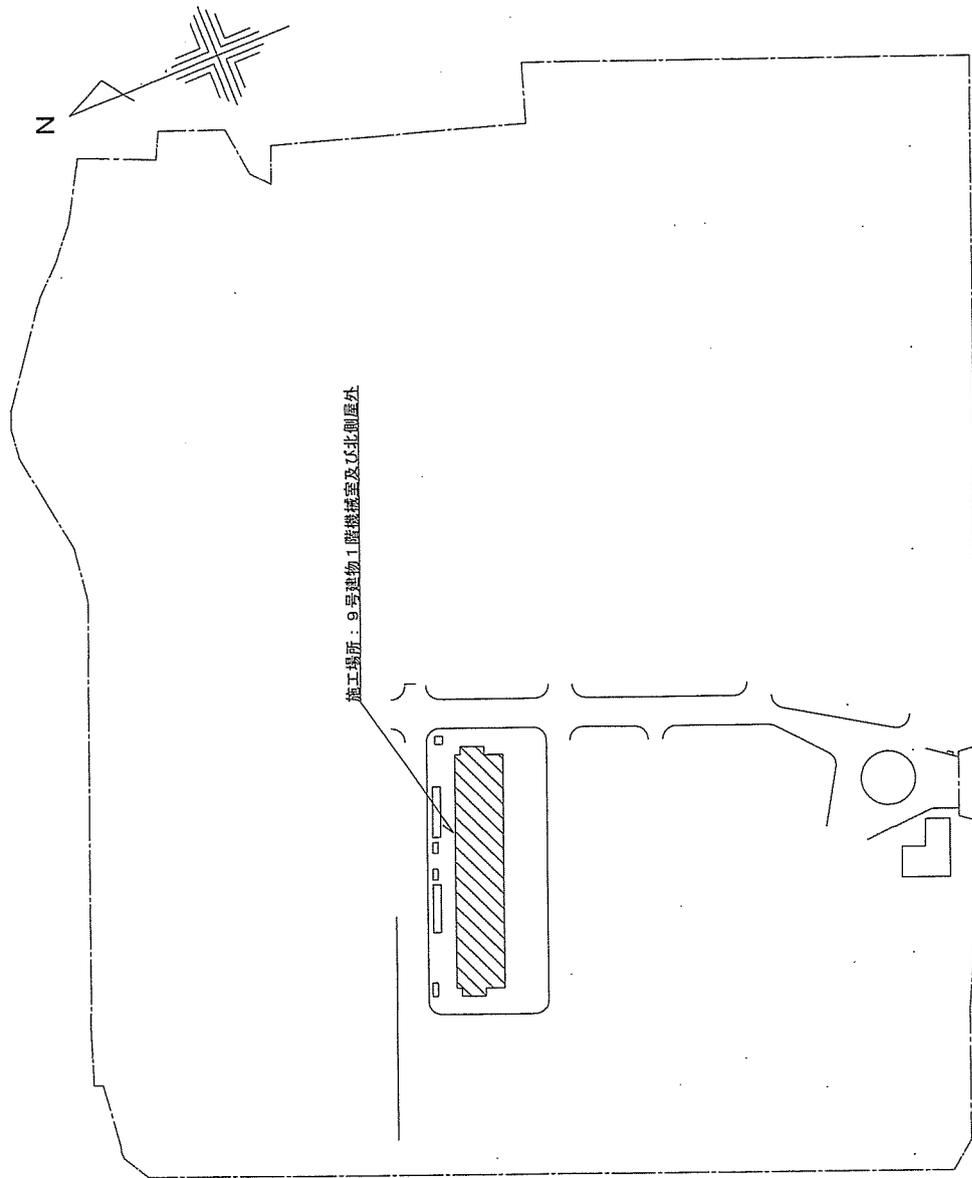
- 工程表
- 現場代理人等指名・変更通知書
- 清工図
- 竣工図
- 出納証明書
- 工事日誌
- 材料検査簿
- 打合せ簿
- 工事写真
- 発生材料引継調書
- 発生材料承認書
- 使用材料承認書 (下請負業者を用いる場合)
- 施工体制台帳 (F5票写し各別別ごとして)
- マニフェスト
- その他監督官に指示された書類

7 完成検査

本工事は検査官の完了検査合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって完了とする。



駐屯地案内図 S=1/X



凡例



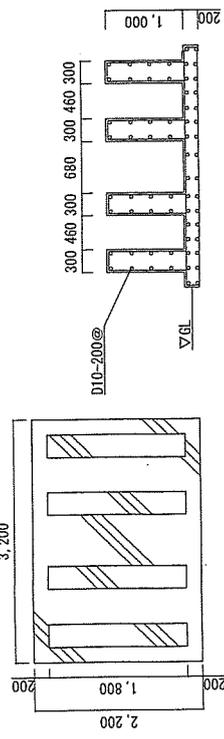
●●●●● 施工場所

駐屯地配置図 S=1/2000

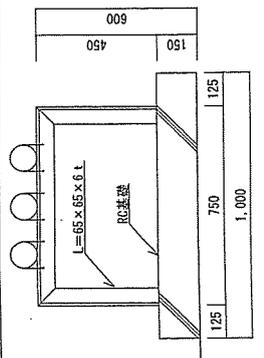
件名	久居(7)9号建物空調機改修工事
種別	案内図・配置図
編入	久居駐屯地業務管理科管理班
図番	378

撤去機器リスト

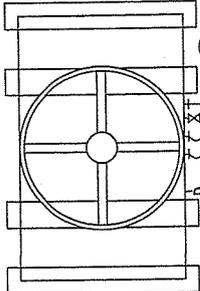
記号	名称	規格・仕様	電圧容量	数量	備考
①	二重防滴型冷凍機 (温水用部分)	冷凍能力: 115.2kW 加熱能力: 170.8kW	電圧: 3Φ-200V 総容量: 1.5kW	1式	ケーシング付 (標準) 100W2 ストレーナー付 (標準) 100W1 ケーシング付 (標準) 100W2 標準仕様 (圧力計) 標準仕様付
②	冷却機	駆動容量 冷却能力: 200.5kW	電圧: 3Φ-200V 総容量: 1.5kW	1式	ケーシング付 (標準) 100W2 標準仕様付 (標準) 100W2 ストレーナー付 (標準) 100W1 ケーシング付 (標準) 100W2
③	冷却機ポンプ	片密閉型ポンプ 65φ × 800/min × 235kPa ゴム防振床台、メカニカルシール	電圧: 3Φ-200V 総容量: 5.5kW	1式	ケーシング付 (標準) 100W2 標準仕様付 (標準) 100W2 ケーシング付 (標準) 100W1 標準仕様付
④	冷却機ポンプ	多段渦巻ポンプ 65φ × 400/min × 32kPa ゴム防振床台、メカニカルシール	電圧: 3Φ-200V 総容量: 1.5kW	1式	ケーシング付 (標準) 100W2 標準仕様付 (標準) 100W2 ケーシング付 (標準) 100W1 標準仕様付
⑤	冷却機ポンプ	多段渦巻ポンプ 65φ × 400/min × 33kPa ゴム防振床台、メカニカルシール	電圧: 3Φ-200V 総容量: 3.5kW	1式	ケーシング付 (標準) 100W2 標準仕様付 (標準) 100W2 ケーシング付 (標準) 100W1 標準仕様付
⑥	冷却機ポンプ	単式 ER 300mm以上 吸入ポンプ 30/min × 0.08MPa (0.8kg/cm ²) × 0.6m ³ /時	電圧: 3Φ-200V 総容量: 0.4kW	1式	ケーシング付 (標準) 50W1 ケーシング付 (標準) 30W1



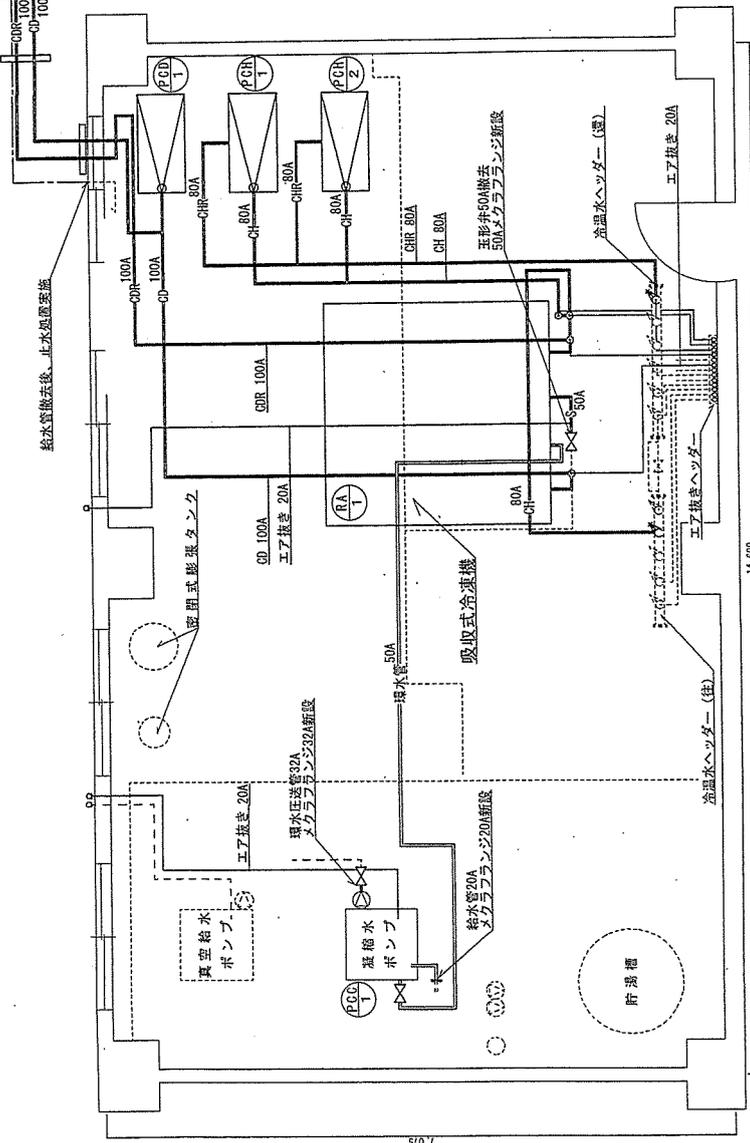
冷却機基礎 S=1/70



冷却水配管集合器詳細 S=1/20



既設コンクリート基礎撤去



屋内配管

記号	種別	撤去配管口径数量 (m)							管種			
		20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A		100A	125A	
— CH —	冷水水配管							24.1				SGP
— CHR —	冷水水配管							14.6				SGP
— CD —	冷却水配管								13.4			SGP
— CDR —	冷却水配管								12.6			SGP
— S —	蒸気配管								3.2			SGP
— — —	環水配管								14.2			SGP
— — —	エア抜き								25.7			SGP

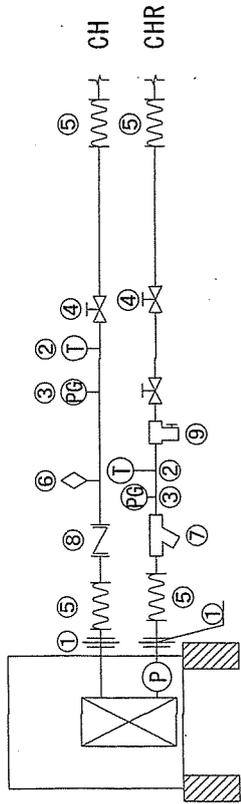
屋外配管

記号	種別	撤去配管口径数量 (m)							管種			
		20A	25A	32A	40A	50A	65A	80A		100A	125A	
— CD —	冷却水配管									5.7		SGP
— CDR —	冷却水配管									5.8		SGP
— — —	給水管								7.6			SGP
— D —	ドレン管								3.6			SGP

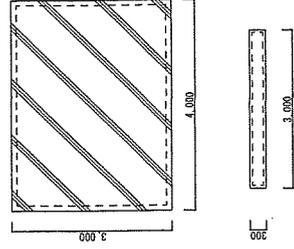
凡例

- 撤去配管・機器
- 既設配管再利用

室外機廻り配管略図

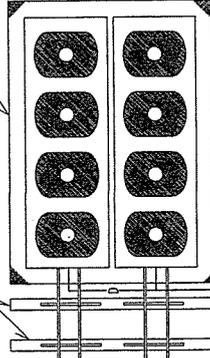


- ① フランジ継手
- ② 温度計
- ③ 圧力計
- ④ バタフライ弁
- ⑤ SUS製フレジョイント
- ⑥ 17抜き弁
- ⑦ ストレーナー
- ⑧ 逆止弁
- ⑨ 排水弁



コンクリート基礎標準図 S=1/100

コンクリート基礎新設



凡例

- 撤去配管・機器
- 既設配管再利用

屋内配管

記号	種別	新設配管口径数量 (m)						管種
		20A	25A	32A	40A	50A	65A	
— CH	冷温水配管						15.0	SGP
— CHR	冷温水配管						15.0	SGP

屋外配管

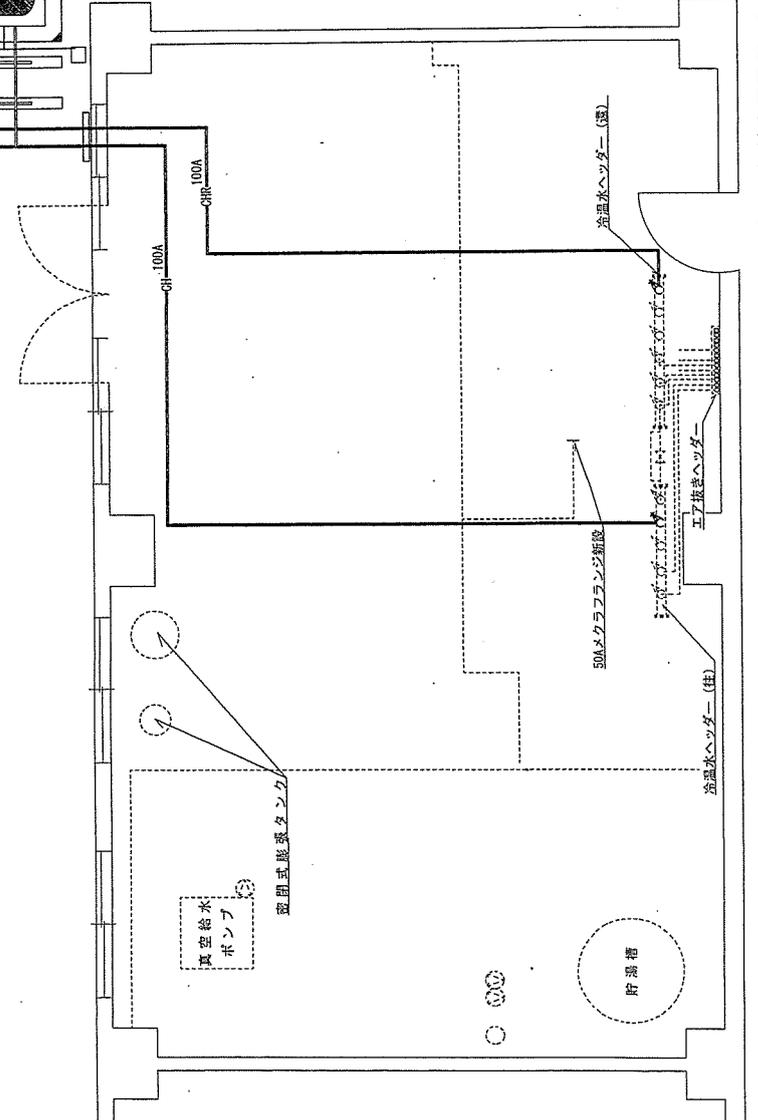
記号	種別	新設配管口径数量 (m)						管種
		20A	25A	32A	40A	50A	65A	
— CH	冷温水配管						6.0	SGP
— CHR	冷温水配管						6.0	SGP
— D	ドレン管				4.0			VP

※ドレン管については、既設排水栓へ接続

選入機器リスト (基準)

記号	名称	規格・仕様	電気容量	数量	備考
冷温水発生機	冷温水ポンプチャラー (ポンプ内蔵仕様)	冷房能力:	3φ200V (屋外)	43.85kW	圧力計*8 温度計*8 玉形フレキ65A*4 バタフライ弁100A*2 バタフライ弁65A*2 逆止弁65A*2 排水弁65A*2 仕切弁25A*4 SUS製フレジョイント*2 V型ストレーナー-65A*2
		暖房能力:			
冷水ポンプ	冷水ポンプ	型式:片吸込巻込型 65A 500L/min*20m	3φ200V (屋内)	3.7kW	
温水ポンプ	温水ポンプ	型式:片吸込巻込型 65A 500L/min*20m	3φ200V (屋内)	3.7kW	

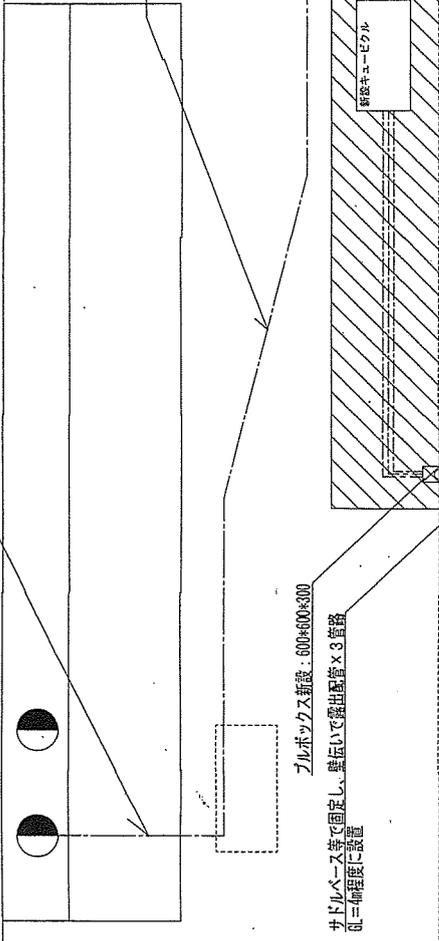
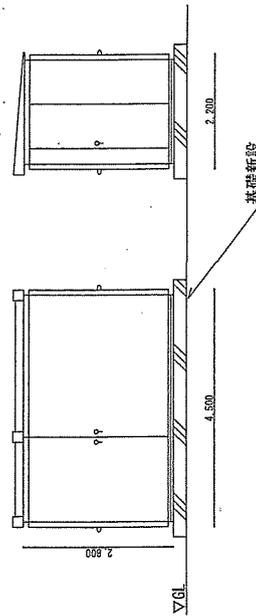
改修後機械室平面図 S=1/60



既設埋設電線：HP1.2-3P (FEP30) 火報移報 電柱立上部 (GLT25)：撤去せず
 CV22°-3C (FEP40) 3φP-1 階柱立上部 (GLT36)：撤去
 CV-T325° (FEP100) 1φM-1 階柱立上部 (GLT104)：撤去
 CV5.5°-2C (FEP30) 外灯屋号 (電柱立上部 (GLT28))：撤去せず
 埋設深さ：H=600

項目	表示ランプ	配電盤	プザニ
LBS (PF)	○	○	
電灯変圧器用	○	○	
動力変圧器用	○	○	
制御盤用	○	○	
照明器具用	○	○	○

新設キュービクル標準図 S=1/100



既設埋設管線再利用：FEP30×2
 FEP40×1
 FEP100×1

既設マンホールパッキン交換及び
 制園コア撤去×6穴

プルボックス新設：600×600×300

サドルベース等で固定し、壁伝いで露出配管×3管
 GL=40程度に設置

CVT-100° (新設空冷予ラ) 新設空調機まで新設
 埋設管路：17.0m 露出管路：35.0m

0W22°×5 (自動販売機送り) 既設電柱引込脚子まで架空線新設
 埋設管路：11.0m 露出管路：46.0m 架空線路：5.0m

CVT-14° (屋外動力分電盤送り) 新設
 埋設管路：17.0m 露出管路：28.0m

既設柱上高圧電線～新設キュービクルまで新設
 柱上高圧線～埋設まで：12.0m 埋設管路：35.0m

1φ 2W CVT 325° (W-1送り) 既設プルボックスまで配線後、機械室内分電盤まで新設
 埋設管路：10.0m 既設プルボックスまで：3.2m 屋内配線：9.8m (既設ケーブルラック転がし)

0W4.0×3 (外灯送り) 既設プルボックスまで配線後、機械室内分電盤まで新設
 埋設管路：10.0m 既設プルボックスまで：3.2m 屋内配線：9.8m (既設ケーブルラック転がし)

3φ 3W CVT°-3C (P-1送り) 既設プルボックスまで配線後、機械室内分電盤まで新設
 埋設管路：10.0m 既設プルボックスまで：3.2m 屋内配線：9.8m (既設ケーブルラック転がし)

EJ38°×1 (P-1送り) 既設プルボックスまで配線後、機械室内分電盤まで新設
 埋設管路：10.0m 既設プルボックスまで：3.2m 屋内配線：9.8m (既設ケーブルラック転がし)

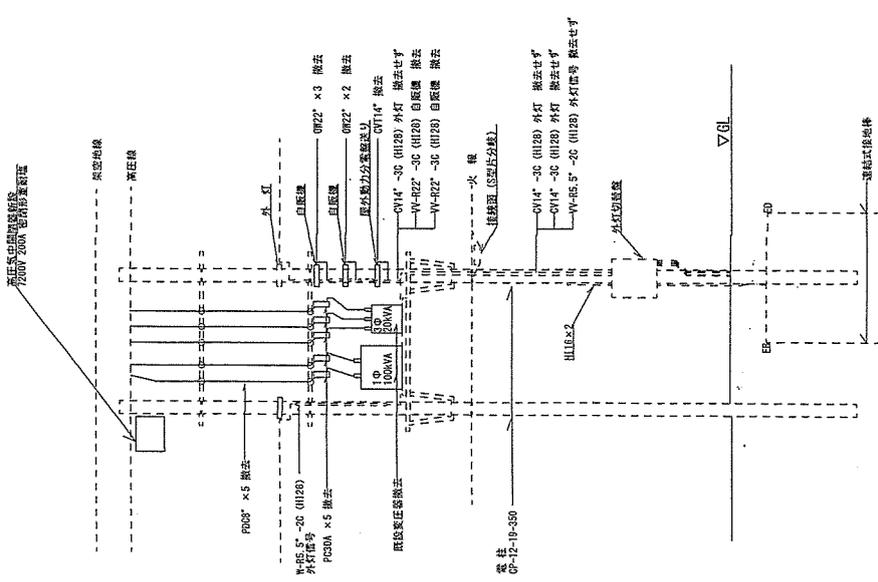
EJ34°×1 (P-1送り) 既設プルボックスまで配線後、機械室内分電盤まで新設
 埋設管路：10.0m 既設プルボックスまで：3.2m 屋内配線：9.8m (既設ケーブルラック転がし)

掘削概要

・・・床掘り所要 (発生土埋め戻し)
 L=11.000 W=2.000 H=600
 掘削するにあたり支障となる工作物
 ・雨水管(100A×1本 (撤去せず))
 ・ドレン管(50A×2本 (撤去せず))
 ・浮動溝 (自衛付) 250×600 (撤去・復旧) ×20本
 ・大柱 (撤去・復旧) L=11.0m W=1.00m

プルボックス新設：300×300×200

外構配管配線参考図 S=1/100



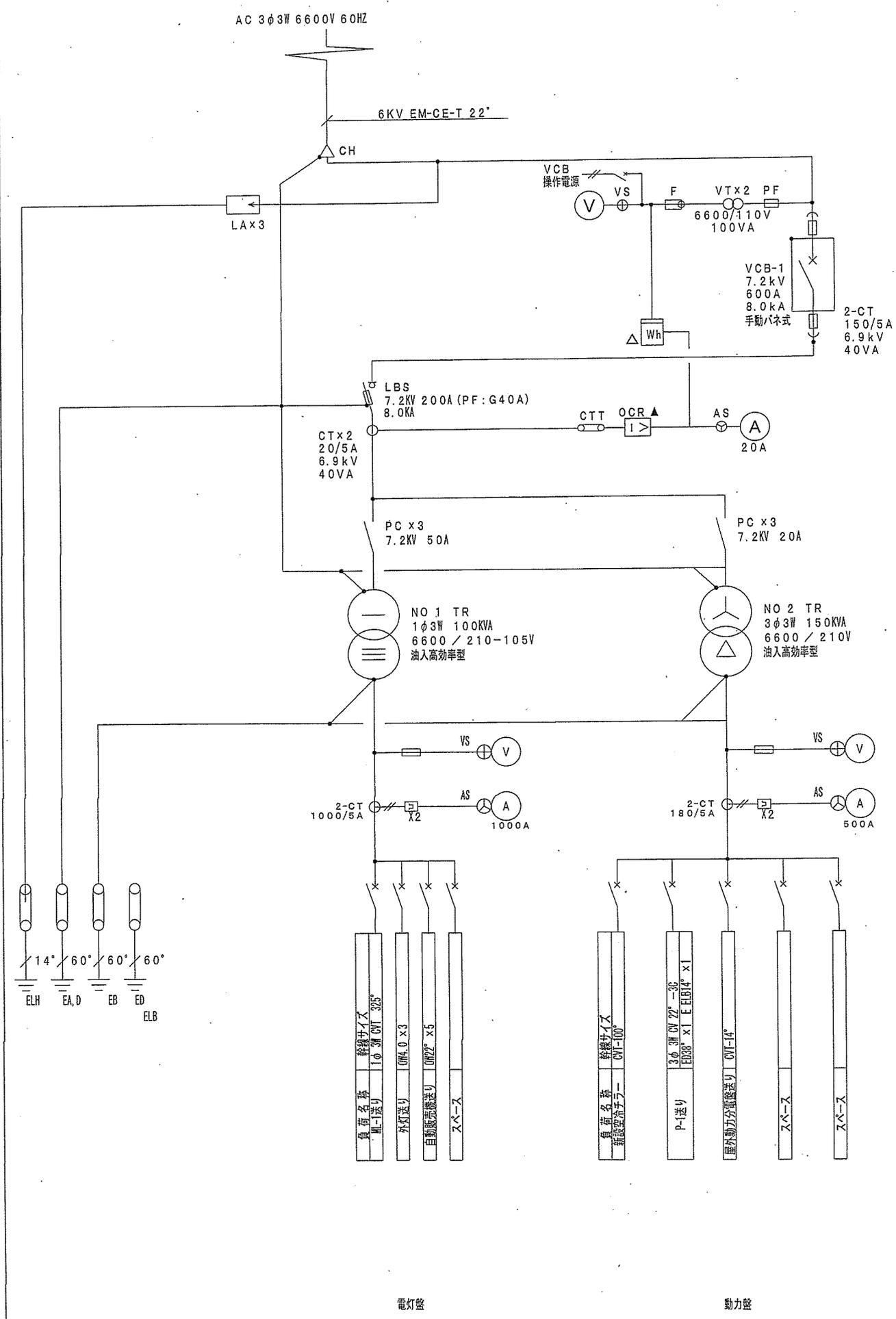
装柱改修図 S=1/X

凡例
 既設撤去
 既設再利用

凡例
 既設動力線 2次側撤去
 既設再利用

負荷名称	吸取式冷凍機	冷却水ポンプ	冷却塔	冷温水ポンプ	冷温水ポンプ	真空給水ポンプ	凝縮水ポンプ	自動調壓装置	操作用
記号	RA-1	POD-1	CT-1	POH-1	POH-2	POH-1	POC-1		
出力 (kW)	1.4	5.5	1.5	5.5	5.5	0.4x2	0.25	0.5	

既設動力盤単線結線図 S=1/X



新設キュービクル単線結線図 S=1/X

電灯盤

動力盤

入札説明書

陸上自衛隊久居駐屯地の久居（7）9号建物空調機改修工事（公告第KC02号）に係る入札公告（建設工事）に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年4月7日（月）

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊長 藤田 亮
〒514-1118 三重県津市久居新町975

3 工事概要

(1) 工事名

9号建物空調機改修工事

(2) 工事場所

仕様書のとおり

(3) 工事内容及び工事範囲

別冊図面及び仕様書のとおり。

(4) 工期

契約締結日～令和8年3月31日（火）

(5) 使用する主要な資機材

仕様書のとおり

(6) その他

ア 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

イ 本工事は、数量公開の対象工事であり、設計数量を参考数量として公開することとしており、手続きの詳細は、別添「数量公開の説明書」を参照するものとする。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」のいずれかの格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基

づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上、「機械器具設置工事」に係る等級がC等級以上又は「管工事」に係る等級がC等級以上であること。
- (5) 平成22年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20パーセント以上のものに限る。）。なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績評定要領について（施本建第134号（CCP））（19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書（以下「工事成績評定通知書」という。）の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事（平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。）の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できること。

ア 二級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

イ 平成22年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有

する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、近畿中部防衛局長から、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 第337会計隊が発注した「建築一式工事」、「機械器具設置工事」又は「管工事」のうち、令和3年度以降令和6年度までに完成・引渡し完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 上記3(1)に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。以下同じ。）。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札心得書第6条第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合（共同企業体を含む。）の理事
 - e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下管財人という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
- 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合及び上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (12) 近畿中部防衛局管内（大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、滋賀県、和歌山県、愛知県、岐阜県、三重県、福井県、石川県、富山県）に建設業法の許可（当該工事に対応する建設業種）に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (13) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (14) 情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できる者。業務従事者若しくは親会社等の国籍が、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊契約班（担当：小寺）

TEL 059-255-3133（内線423）

FAX 059-255-3290

メール ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(5)から(14)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に4(2)から(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(4)までに掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められ

た者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和7年4月7日(月)から同年4月24日(木)まで(行政機関の休日を除く)の毎日、午前8時30分から午後5時まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)により提出

ウ 提出場所

上記5に同じ。

(2) 申請書は、別紙第1「一般競争参加資格確認申請書」により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成22年度以降入札公告日までに工事が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、別紙第2「同種の工事の施工実績」及び別紙第3「配置予定の技術者」に記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種の工事の施工実績

上記4(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を1件記載する。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合を含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定の技術者

上記4(7)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を、別紙第3に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とするは差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加はできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。また、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札書の提出後、落札者決定までの期間(予決令第86条の調査(以下「低入札価格調査」という。)期間を含む。)において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行うこと。この場合において、その事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不

正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 工程表

アの実績が防衛省の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した旧防衛施設局等の施工実績を有する者については、工程管理が適切であることを判断できる工程管理の技術的事項に対する所見を別紙第4「工程表」に記載すること。

エ 契約書の写し等

施工実績又は経験として記載した工事に係る契約書の写し又は当該同種工事を証明する資料を提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

オ 資格審査結果通知書の写し

有効期限内である防衛省競争参加資格の資格審査結果通知書の写しを提出すること。

カ 情報保全に係る履行体制についての確認

平成22年4月1日から公告日までの間に、防衛省発注機関が発注した工事を完成（完了）した実績を有している者は別紙第5「誓約書」を提出し、有していない者は別紙第6「誓約書」を提出すること。

(4) 競争参加資格確認資料のヒアリング

必要に応じて実施する。なお、出席者は、資料の内容を説明できる者とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、令和7年4月30日（水）までに通知する。

(6) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先は、上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出期限

上記6(5)の通知の日から令和7年5月9日（金）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和7年5月16日(金)までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、次に従い提出すること。

ア 提出期間

令和7年4月7日（月）から同年5月12日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。郵送等による場合は令和7年5月9日（金）午後5時必着

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

書面（様式は自由とする。）を持参、郵送等又は電子メールにより提出する。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和7年5月12日（月）から同年5月19日（月）まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記5において閲覧に供する。

9 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期限

令和7年5月22日（木） 午前12時まで

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び工事費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらに、これらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

その際、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するよう発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

なお、入札書及び工事費内訳明細書が提出期限までに持参又は到達しない場合には、当該入札者は入札を辞退したものとみなす。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希

望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載する。

- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予算決算及び会計令第99条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

納付。この際、落札者は、銀行、契約担当官等が确实と認める金融機関または保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えるものとする。

ただし、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。なお、保証金額又は保険金額は請負代金額の10分の1（落札者が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回って、低入札価格調査を受けた場合は、請負代金額の10分の3）以上とする。

この納付をもって落札者が契約を履行しない場合の違約金として取り扱うこととする。

11 工事費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳明細書を提出しなければならない。

(2) 工事費内訳明細書の作成方法

ア 交付した数量書にある総括表の構成に対応した経費項目（直接工事費、共通仮設費、現場経費、一般管理費等）を記載することとする。また、直接工事費の明細書については、交付した数量書に対応する摘要（土木工事にあつては規格・寸法）、数量、単位、単価、金額等を記載したものとする。

イ 工事費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名並びに発注者名及び工事名を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。

(3) 工事費内訳明細書の提出方法等

ア 提出期間

上記9(1)アに同じ。

イ 提出場所

上記9(1)イに同じ。

ウ 提出方法

上記9(1)ウを参照

- (4) 提出された工事費内訳明細書は返却しないものとする。

- (5) 工事費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。

- (6) 提出された工事費内訳明細書の確認の結果、別表の各項に該当する場合は、入

札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。

- (7) 提出された工事費内訳明細書について説明を求める場合がある。
- (8) 提出された工事費内訳明細書については、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
この場合、指名停止措置要領に基づき、指名停止措置を行うことがある。
- (9) 工事費内訳明細書は、参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年5月23日（月） 午前10時00分
 - イ 開札場所 第337会計隊 入札室（9号隊舎1階中央西側）
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参加の意思の有無を電話により確認するものとする。
- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、第1回目の入札終了後に示す。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。
 - ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札
 - エ 契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。
- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取消す。

14 情報保全に係る履行体制についての最終確認

入札の結果、落札予定者となった者に対し、情報保全に係る履行体制についての確認のため、別紙第7から別紙第10までの資料を求めることがある。提出期間は、資料提出要請の日からおおむね3営業日程度とするので、事前に準備しておくこと。提出された資料では情報保全に係る履行体制について適切な体制を有すると確認できない者に対しては、追加資料を求めたりヒアリングを行うこともある。提出期限内に資料提供できない者、追加資料の提出やヒアリングを拒否した者及び当該

追加資料等によっても情報保全に係る履行体制について、適切な体制を有すると確認できない者については、競争参加資格を取り消し、その者の入札を無効とすることがある。

15 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

16 配置予定技術者の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合のほかは、配置予定技術者の変更を認めない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4(7)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

17 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が陸上自衛隊久居駐屯地で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、次のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(7)に定める要件と同一の要件(4(7)イに掲げる工事経験を除く。)を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- (2) 契約担当官等から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知することとする。

18 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格者とは契約を行わない。

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。（適用条項は建設工事請負契約書、談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項とする。）

20 支払条件

前払金等

契約金額が300万円以上の場合は、希望により請負金額の10分の4以内の前金払を可とする。ただし、低入札価格調査を受けたものとの契約については、前金払の割合を請負代金の10分の2以内とする。

21 火災保険付保の要否

要

22 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(1) 提出期間

令和7年5月19日（月）から同年5月27日（火）まで（行政機関の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までに行うこと。

(2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記5に同じ。

23 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

24 その他

(1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守する。

(3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行

うことがある。

- (4) 落札者は6 (1)の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置する。
- (5) 代表者以外のものが入札に参加する場合は、入札時に委任状を提出すること。

1 未提出であると認められる場合	(1)	工事費内訳明細書が白紙である場合
	(2)	工事費内訳明細書に表紙がついていない場合
2 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	数量、単価、金額等の記載が欠けている場合
3 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注案件名に誤りがある場合
	(2)	提出業者名に誤りがある場合
	(3)	工事費内訳明細書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
4 その他	(1)	他の入札参加者の工事費内訳明細書と類似し、合理性がなく、極めて不自然な場合

標準競争参加資格確認申請書作成要領

久居（7）9号建物空調機改修工事（公告第MM16号）に係る一般競争入札に参加を希望する者は、この作成要領に基づき「一般競争参加資格確認申書」、「同種の工事の施工実績」及び「配置予定の技術者」を作成の上、各1部提出して下さい。また、「同種の施工実績」が防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事以外の者又は平成13年12月25日以前に完成した者については、「工程管理に対する技術的所見」を作成の上、1部提出して下さい。

なお、これらの資料は、競争参加資格を確認するための基礎資料として提出していただくものです。

記

1 一般競争参加資格確認申請書

住所、商号又は名称及び代表者名等を記載し申請して下さい。

2 同種の工事の施工実績

貴社が元請（共同企業体による施工は、出資比率が20パーセント以上とする。）として施工実績のある同種の工事について記載して下さい。

- (1) 記載する工事は、平成22年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを1件記載して下さい。

なお、同種工事との判断が難しい場合は3件程度まで記載されても可とします。

- (2) 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、防衛施設庁において実施する建設工事の請負業者の施工成績評定要領について（施本建第220号（CCP））（13. 12. 19）に基づく施工成績評定通知書（以下「施工成績評定通知書」という。）並びに工事成績。評定要領について（施本建第134号（CCP））（19. 7. 30）、工事成績評定要領について（経施第4404号）（21. 3. 31）、工事成績評定要領について（防整技第15542号）（27. 10. 1）又は工事成績評定要領について（防整技第7160号）（28. 3. 31）に基づく工事成績評定通知書「（以下「評定通知書」という。）の写しを添付して下さい。なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。
- (3) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載して下さい。
- (4) 「契約金額」は、百万円単位で記載して下さい。
- (5) 「工期」は、契約書に基づき記載して下さい。
- (6) 「受注形態等」は、単体若しくは共同企業体の別を記載し、共同企業体の場合は、当該企業体の名称と出資比率を記載して下さい。
- (7) 「工事概要」は、構造形式、規模・寸法、使用機材・数量及び施工条件についてそれぞれ簡潔に記載して下さい。
- (8) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載して下さい。

3 配置予定の技術者

貴社が本工事を請け負うこととした場合、実際に配置可能な主任技術者又は監理技術者を記載してください。

- (1) 予定者として複数の候補技術者を記載しても結構です。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする事は差し支えないものとするが、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行ってください。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号）（28. 3. 31）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を行うことがあります。

入札後、落札者決定までの期間（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。）第86条の調査期間を含む。）において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置できなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行ってください。この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とします。

落札後、配置予定の技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがあります。

- (2) 「最終学歴」は、学校名、学科名及び卒業年次等を記載してください。
(3) 「法令による資格・免許」は、本工事の主任技術者として配置を予定されている者が取得している資格等を適宜記載してください。

なお、その他の資格として取得したものがあれば、適宜記載してください。

- (4) 「工事概要」は、当該技術者が従事した同種の工事のうち、平成21年度以降に完成した工事の中から、代表的なものを記載してください。
(5) 記載する工事が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事の場合は、評定通知書の写しを添付してください。

なお、紛失等により評定通知書の写しを添付することができない場合は、書面（様式自由）により評定通知書の写しの交付を申し出てください。

- (6) 「工事場所」は、都道府県名、市町村名を記載してください。
(7) 「契約金額」は、百万円単位で記載してください。
(8) 「工期」は、契約書に基づき記載してください。
(9) 「従事役職」は、当該工事に技術者として従事した役職名を記載してください。
(10) 「工事内容」は、当該工事の構造形式、規模等を簡潔に記載してください。
(11) 「CORINS登録の有無」は、当該工事が、CORINSに登録されている場合は「有」に○を付し、登録番号を記載してください。
(12) 「申請時における他工事の従事状況等」は、従事している全ての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記載して下さい。

- (13) 「本工事と重複する場合の対応措置」は、申請時において他工事に従事している場合は、対応措置を記載して下さい。

4 工程管理に対する技術的所見

- (1) 本工事の図面及び仕様書等に基づき可能な範囲で、工事施工に関する工程表を作成して下さい。
- (2) 工程表に記載する内容は、主要となる項目と数量及びその概略工程とします。
- (3) 作成した工程表を基に、工程管理に対する技術的所見を記載して下さい。

5 提出場所、提出方法及び提出期間

(1) 提出場所

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊契約班 (担当：小寺)

TEL 059-255-3133 (内線423)

FAX 059-255-3290

メール ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出して下さい。

(3) 提出期間

令和7年4月7日(月)から同年4月22日(火)まで（行政機関の休日を除く）の毎日、午前8時30分から午後5時まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

6 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、提出期限の日をもって行い、その結果は令和7年5月1日（木）までに書面により通知します。

7 競争参加資格がないと認められた方に対する理由の説明について

- (1) 競争参加資格がないと認められその旨通知された方は、その理由について説明を求めることができます。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和7年5月12日（月）午後5時までに、持参、郵送等又は電子メールにより提出して下さい。より提出して下さい。ただし、正午から午後1時までの間は受付を行っていませんので注意して下さい。

書面の提出先

〒514-1118 三重県津市久居新町975

陸上自衛隊久居駐屯地 第337会計隊契約班 (担当：小寺)

TEL 059-255-3133 (内線423)

メール ma337fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

- (3) 説明を求められたときは、令和7年5月19日（月）までに、説明を求めた者に対して、回答書面を送付します。

8 その他

- (1) 資料の作成等に係る費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された資料は、当局において目的以外に使用することはありません。
- (3) 提出された資料は、返却いたしません。
- (4) 提出期限日以降の資料の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 資料提出に関する問い合わせ先 7(2)と同じ。

一般競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代表者連絡先
担当者氏名
担当者連絡先

令和7年4月7日付けで入札公告のありました久居（7）9号建物空調機改修工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと、入札説明書4（10）、（11）の条件を満たすこと及び添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書6（3）アに定める同種の工事の施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書6（3）イに定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書6（3）エに定める契約書の写し
（契約書の写しの提出を求める場合のみ）
- 4 入札説明書6（3）ウに定める工程表を記載した書面
（工程表の写しの提出を求める場合のみ）

以 上

注) 4項は提出者のみ記載してください。

同種の工事の施工実績

会社名 _____

工事名称等	工 事 名	
	発 注 機 関 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	受 注 形 態	
工事概要	構 造 形 式	
	規 模 ・ 寸 法	
	使 用 器 材 ・ 数 量	
	施 工 条 件	
	そ の 他	
CORINS登録の有無		有 (CORINS登録番号 _____) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
- 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
- 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

配置予定の技術者

会社名 _____

項	目	主任技術者又は監理技術者
氏	名	
最	終 学 歴	
法令による資格・免許		
工事概要	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	
	工 事 内 容	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 _____) 無
申請時における他工事の 従事状況等	工 事 名	
	発 注 者 名	
	工 期	年 月 ~ 年 月
	従 事 役 職	
	本工事との重複 する場合の対応 措 置	
	CORINS登録の有無	有 (CORINS登録番号 _____) 無

- 注) 1 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
 2 CORINS登録の有無について、いずれかに○を付す。
 「有」に○を付した場合は、CORINSの登録番号を記載すること。
 「無」に○を付した場合は、契約書の写しを添付すること。
 3 記載する工事が、平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事の場合は、当該工事に係る施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書等の写しを添付すること。

工 程 表

工事名：

会社名： _____

項 目	単 位	数 量	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月			
			10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20	10	20		

■ 工程管理に対する技術的所見

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、過去5年間に防衛省発注の工事（業務）を完成（完了）・引渡ししておりますが、その際、契約条項に則り守秘義務に努めておりました。今回、本工事（業務）を受注する際には、過年度の契約と同様に、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

誓 約 書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、本工事（業務）を受注する際には、契約条項に則り守秘義務に努めること、また、契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報については、発注者の同意なく、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、その取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、及び、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないなど情報の保全に万全を期すこと、あわせて、本業務に従事する業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利を実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者でないことを誓約いたします。

業務従事者一覧

監理（主任 ・管理）技 術者 現場代理人 担当技術者	氏名	
	所属	
	役職	
	学歴	（中学校以降を記載）
	職歴	
	業務経験	（特に海外での業務経験、情報保全に関する業務経験があれば積極的に記載）
	研修実績その他の経歴	（特に海外業務に関する研修、情報保全に関する研修があれば積極的に記載）
	専門的知識その他の知見	（特に海外業務に関する専門的知識、情報保全に関する専門的知識があれば積極的に記載）
	資格	（特に海外業務に関する資格、情報保全に関する資格があれば積極的に記載）
	母語及び外国語能力	
	国籍その他文化的背景	
	業績等	（特に海外業務に関する業績、情報保全に関する業績があれば積極的に記載）

- 注：1 不要な行は削除すること。
 2 記載する内容が特になし項目は、「特になし」と記載すること。
 3 内容を証明する資料は不要。自己申告で良い。

取扱い制限情報に関する社内規則

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する社内規定	<input type="checkbox"/> 社内規則がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内規則及びそれに類する資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
- 2 社内規則若しくはそれに類する資料がある場合は、その写しを提出する。
- 3 社内規則及びそれに類する資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、代表権を有する者、役員（持分会社にあっては社員を含む。）、管理職員等であっても、当該契約に基づきその取扱いを認められた者以外の者はこれに接しないこと、また、職務上の下級者等に対してその提供を要求しないことを申し出ます。

代表者 （記名・押印）
役 員 （記名・押印）

※履歴事項全部証明書に記載のある役員全ての記名押印を行うこと。
※履歴事項全部証明書の写しを提出すること。

指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者一覧

親会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
地域統括会社	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
ブランド・ライセンサー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
フランチャイザー	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
コンサルタント	会社名	
	代表者名及び国籍	
	本社所在地	
<input type="checkbox"/> 親会社等が存在しない		

注：1 不要な行は削除すること。

2 親会社にさらに親会社が存在する場合は、全ての親会社について記載すること。

3 内容を証明する資料を提出すること。HP等出来合いの資料で可。

取扱い制限情報が親会社等への報告等対象でないことがわかる資料

項 目	内 容
取扱い制限情報に関する資料	<input type="checkbox"/> 報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことが明記された資料がある
	<input type="checkbox"/> 社内に類する資料がある
	<input type="checkbox"/> 資料がない

- 注：1 いずれかの「□」に「■」を付す。
2 資料がある場合は、その写しを提出する。
3 資料がない場合は、別に定める申出書を提出する。

申 出 書

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

弊社は、顧客との契約に基づき取扱いを制限された情報については、親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタント等の指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者であっても、当該契約に基づき、報告、共有又はその他情報提供の対象とならないことを申し出ます。

親会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
地域統括会社 (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
ブランド・ライセンサー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
フランチャイザー (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)
コンサルタント (商号又は名称・代表者氏名・代表者印)

※別紙第9の一覧表に示した者全ての名称等を記載すること

数量公開の説明書

1 提供方法

数量書の提供は、全ての者に対し、図面等の交付と同時に行うものとする。

2 数量書に対する質問等

数量書に対する質問の提出は、原則として、入札心得書に記載された「入札説明書に対する質問」又は「図面、仕様書、現場説明書等に対する質問」の取扱いに準じて行うものとする。

質問書は、入札説明書等に対する質問書とは区別して提出するものとする。なお、数量の差異等に係わる質問は、根拠資料も併せて提出するものとする。質問に対する回答については、入札説明書等に対する質問の回答書とは、別に回答する。

3 数量書の数量及び構成

(1) 数量の算出は、次の基準により算出している。

ア 建築工事

「公共建築数量積算基準（令和6年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 土木工事

「国土交通省土木工事積算基準（令和6年度版）国土交通省大臣官房技術調査課制定」

「令和6年度 施工パッケージ型積算方式標準単価表」

ウ 電気設備工事・機械設備工事

「公共建築設備数量積算基準（令和6年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

エ 通信工事

「公共建築設備数量積算基準（令和6年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

「防衛施設設備積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

「通信工事積算要領（令和2年度版）整備計画局施設技術管理官制定」

(2) 数量書の様式は、次の書式を参考としている。

ア 建築工事

「公共建築工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

イ 電気設備工事・機械設備工事・通信工事

「公共建築設備工事内訳書標準書式（令和5年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部制定」

以上

令和 年 月 日

委 任 状

受任者

商号又は名称

役 職

氏 名

使 用 印 _____ 印

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）について、次の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：久居（7）9号建物空調機改修工事

委任事項

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 契約履行について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 その他上記工事（業務）に関する一切の件

委任者

住 所

商号又は名称

役 職

代表者の氏名 _____ 印

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 殿

分任資金前渡官吏

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 殿

入 札 書

工事名（業務の名称）：久居（7）9号建物空調機改修工事

入札金額（税抜）：

上記の金額をもって、公告及び入札心得書等の条項を承諾の上、入札します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 殿

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名

印

入 札 辞 退 届

工事名

久居（7）9号建物空調機改修工事

上記工事について、都合により入札を辞退します。

(辞退理由)

令和 年 月 日

分任契約担当官

陸上自衛隊久居駐屯地

第337会計隊長 藤田 亮 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

市場価格調査書

分任契約担当官陸上自衛隊久居駐屯地
第337会計隊長 藤田 亮 殿

¥ _____ (税抜)

工 事 名 : 久居 (7) 9号建物空調機改修工事

提 出 期 限 : 令和7年5月9日 (FAX提出可)

納期 (工期) : 令和8年3月31日

履 行 場 所 : 陸上自衛隊久居駐屯地

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
役 職
氏 名 _____ 印

※ 総額がわかる積算内訳書の提出も宜しくお願いします。(様式随意)